

○沖縄県立看護大学国際交流室運営委員会規程

(平成13年6月20日)

[沿革] 平成19年4月25日 改正

(設置)

第1条 沖縄県立看護大学教授会規程第7条及び沖縄県立看護大学大学院研究科委員会規程第7条の規定に基づき、沖縄県立看護大学国際交流室運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(調査審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 教育及び学術に関する国際交流についての基本方針に関すること
- (2) 教育及び学術に関する国際交流計画及びその実行に関すること
- (3) 研究者の派遣及び受け入れに関すること
- (4) 留学生の派遣及び受け入れに関すること
- (5) 国際協力事業に関すること
- (6) その他教育及び学術に係わる国際交流に関すること

(組織)

第3条 委員会は、学長が指名する教員5名程度をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長が指名する委員がこれに当たる。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会
が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成13年6月20日から施行し、平成13年4月1日から適用する。
- 2 この規程の適用日後、最初に任命される第3条第1項に掲げる委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成15年5月31日までとする。

附 則

この規程は、平成19年5月1日から施行する。